

国土強靱化地域計画について

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき、大規模自然災害等において以下の基本目標を達成するため、平成29年3月に策定されたもの。

基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること。
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

基本目標の達成のために必要な「事前に備えるべき目標」

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- 7 制御不能な二次災害を発生させない。
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

リスクへの対応方策の検討（256の指標目標）

平成29年度～令和2年度の推進結果の総括

事前に備えるべき目標		完了	順調	概ね順調	やや遅れ	遅れ	指標数	目標を達成した施策・取組の例
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	26	29	14	3	3	75	・市立学校・幼稚園・保育園の耐震化率 ・市立学校の体育館アリーナの照明落下防止対策
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)。	13	21	17	5	5	61	・給水スタンド設置数 ・組立式給水タンク設置数
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	10	5	2	0	1	18	・火葬場施設の機能の確保 東山斎場の供用開始 ・学校の長寿命化の推進 施設整備計画の策定
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	4	2	1	0	1	8	・市有施設への太陽光発電設備の設置率
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。	4	3	6	0	2	15	・指定金融機関との災害時の協力体制に関する協定の締結 ・市場施設の耐震化率
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	10	13	8	2	2	35	・農道橋・農道トンネルの保全計画の策定 ・林道橋の点検調査
7	制御不能な二次災害を発生させない。	2	4	2	0	2	10	・耐震性貯水槽の設置率
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	7	12	9	3	3	34	・災害ボランティア養成講座延受講者数 ・避難所への特設公衆電話の設置率
計(重複指標有)		76	89	59	13	19	256	

進捗状況の評価基準

「完了」

- ・目標値を達成したもの。

「順調」

- ・計画策定時に計画していた業務が予定通り又は予定以上に実施されたもの。
- ・目標値がある場合は、目安として予定の9割以上の実施

「概ね順調」

- ・計画策定時に計画していた業務が概ね予定通り実施されたもの。
- ・目標値がある場合は、目安として予定の8割以上から9割未満の実施

「やや遅れ」

- ・計画策定時に計画していた業務の実施がやや遅れているもの。
- ・目標値がある場合は、目安として予定の7割以上から8割未満の実施

「遅れ」

- ・計画策定時に計画していた業務の実施が遅れているもの。
- ・目標値がある場合は、目安として予定の7割未満の実施

遅れ・やや遅れの進捗状況となっている主な理由

- ・関係機関との協議・調整に時間を要したため。

今後の推進方針

遅れ・やや遅れの施策・取組を含め、全てのものについて、これまでの推進結果を踏まえて、指標及び目標を改めて定め、今後も継続して取組を推進していく。